

■ 給与所得及び雑所得（公的年金）速算表 ■

■ 給与所得 ■

給与収入	給与所得
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

給与収入	給与所得
1,628,000円～1,799,999円	収入÷4(千円未満端数切捨て) ×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入÷4(千円未満端数切捨て) ×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入÷4(千円未満端数切捨て) ×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円	6,550,000円
8,500,001円～	年収－1,950,000円－所得金額調 整控除(詳しくは別紙「手引き」へ)

■ 公的年金等に係る雑所得 ■

65歳以上の方の計算式 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)	
公的年金収入	所得金額
1,100,000円以下	0円
1,100,001円～3,299,999円	収入－1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95－1,455,000円

65歳未満の方の計算式 (昭和34年1月2日以後に生まれた方)	
公的年金収入	所得金額
600,000円以下	0円
600,001円～1,299,999円	収入－600,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95－1,455,000円

■ 各種控除について ■

■ 障害者控除 ■

区分	特別障害者控除額(30万円)	障害者控除額(26万円)
身体障害者手帳	1級・2級	左記以外
療育手帳	㊦・A	左記以外
精神障害者保健福祉手帳	1級	左記以外
戦傷病者手帳	特別項症から第3項症	左記以外
65歳以上の要介護認定者で市町村長が発行した認定書のある人	認知症高齢者、障害高齢者の日常自立支援度により、障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けた人※詳しくは介護保険担当へ	

* 特別障害者が同居の扶養親族等の場合は控除額に23万円が加算されます。

■ 地震保険料控除 ■

控除内容	控除限度額	
地震保険契約にかかる保険料支払額×0.5	25,000円	合計で25,000円が上限
平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約 ・令和5年中の保険料支払額が、 5,000円以下 ⇒ 保険料支払額の全額 5,001円～15,000円 ⇒ 保険料支払額×0.5+2,500円 15,001円以上 ⇒ 10,000円	10,000円	

* 1契約で地震保険料と長期損害保険料の双方に該当する積立保険契約は、いずれか一方のみ控除できます。

■ 生命保険料控除 ■ (一般生命保険料及び個人年金保険料は旧契約・新契約あり、介護医療保険料は新契約のみ)

①旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険料等)

②新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険料)

保険料支払額	生命保険料控除額
15,000円以下	保険料支払額の全額
15,001円～40,000円	保険料支払額×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	保険料支払額×0.25+17,500円
70,000円超	35,000円

保険料支払額	生命保険料控除額
12,000円以下	保険料支払額の全額
12,001円～32,000円	保険料支払額×0.5+6,000円
32,001円～56,000円	保険料支払額×0.25+14,000円
56,000円超	28,000円

旧契約分のみの生命保険料を適用：①に基づき算出した控除額

新契約分のみの生命保険料を適用：②に基づき算出した控除額

旧契約と新契約の双方について生命保険料を適用：①に基づき算出した控除額と②に基づき算出した控除額と①・②の合計額(上限28,000円)のうちで有利な控除額

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(上限70,000円)